

(4) 就任承諾及び誓約書 (法第 10 条第 1 項第 2 号ロ関係様式例)

総会の日付でよい	→	年 月 日
特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中		
就任承諾及び誓約書		
町名及び番地まで住民票通り記載する	→	住所又は居所 氏名
		認印でよい ⑩
<p>私は、(特定非営利活動法人の名称) の理事 (又は監事) に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。</p>		
		理事か監事のいずれかを記載
<p>特定非営利活動促進法第 20 条の要件</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</p> <p>三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定 (同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。) に違反した場合・ 刑法第 204 条 (傷害)、第 206 条 (傷害及び傷害致死の現場助勢)、第 208 条 (暴行)、第 208 条の 2 (凶器準備集合及び結集)、第 222 条 (脅迫)、第 247 条 (背任) の罪を犯した場合・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 <p>四 暴力団の構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者</p> <p>六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>特定非営利活動促進法第 21 条の要件</p> <p>役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。</p>		

< 原本証明の記載例 >

提出する日付でよい	→	これは就任承諾及び誓約書の原本と相違ありません。 年 月 日 特定非営利活動法人〇〇〇〇 設立代表者 〇〇 〇〇 ⑩
-----------	---	---

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 「住所又は居所」の欄には、各役員住所又は居所を証する書面のとおり記載する。
- 3 原本は申請者が保管し、謄本 (コピー) に設立代表者の原本証明を記載して提出。